

第1回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成22年4月27日(火)午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第3会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員、事務局等紹介
- 5 正副委員長選出
- 6 議題
 - (1) 会議録の作成・公表について
 - (2) 委員会の役割等について
 - (3) 自治基本条例制定基本方針について
 - (4) 今後の進め方について
- 7 その他
- 8 閉会

【配付資料】

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次
- 資料1 会議録の形式・公表について
- 資料2 さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱
- 資料3 さいたま市自治基本条例検討委員会傍聴要領
- 資料4 さいたま市自治基本条例制定基本方針
- 資料5 検討委員会の進め方について
- 資料6 記者発表資料「平成22年度さいたま市タウンミーティング(前期)を開催します」

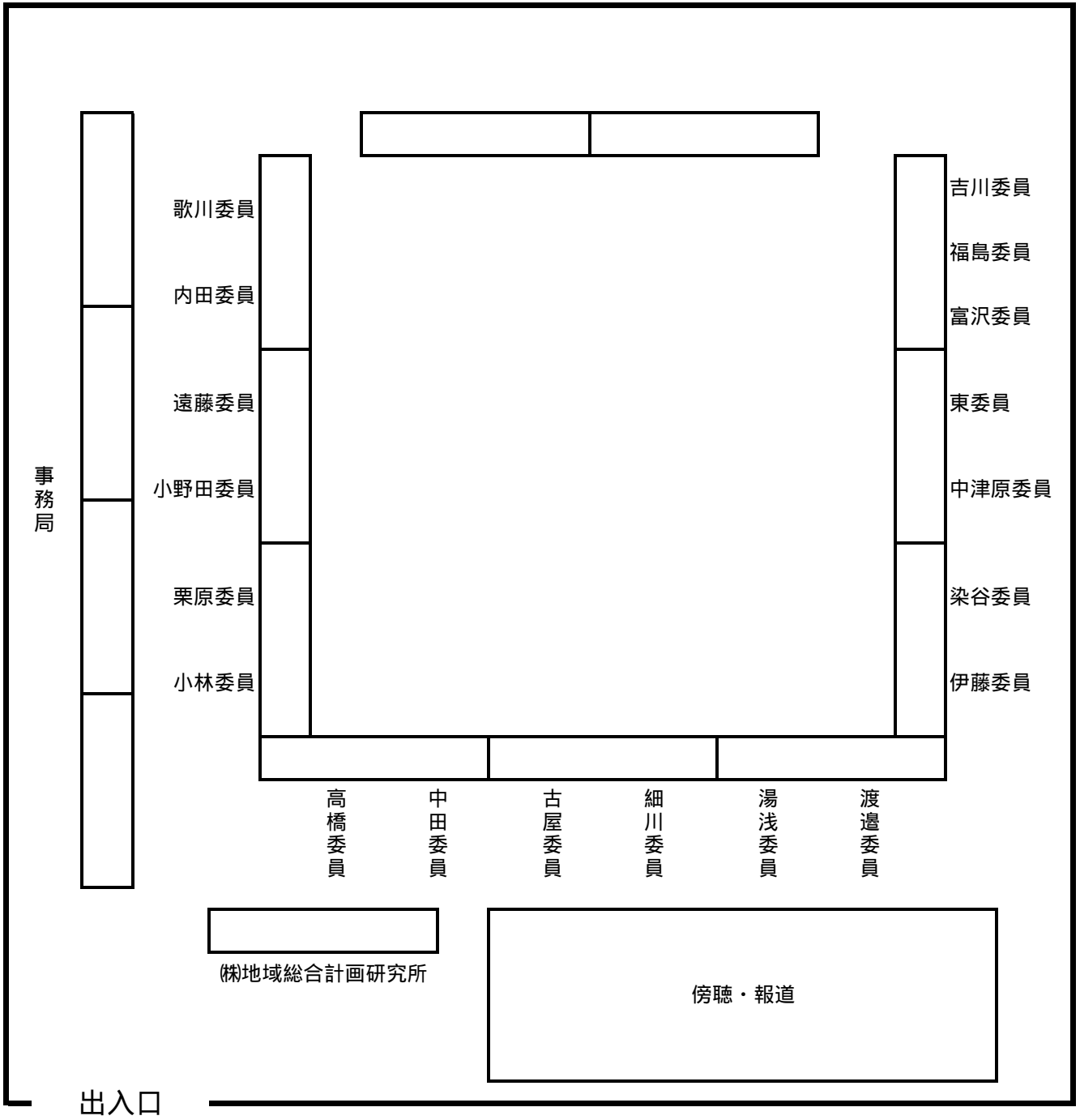
さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

(H22.4.27現在)

	区分	氏名	団体・大学
1	公募による市民	歌川 光一	
2		内田 智	
3		遠藤 佳菜恵	
4		小野田 晃夫	
5		栗原 保	
6		小林 直太	
7		高橋 直郁	
8		中田 了介	
9		古屋 さおり	
10		細川 晴衣	
11		湯浅 慶	
12		渡邊 初江	
13	関係団体の代表者	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会会長
14		染谷 義一	さいたま商工会議所
15		中津原 努	都市づくりNPOさいたま副理事長
16		東 一邦	さいたまNPOセンター理事
17	識見を有する者	富沢 賢治	聖学院大学大学院政治政策学研究科教授
18		福島 康仁	日本大学法学部教授
19		三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授
20		吉川 はる奈	埼玉大学教育学部准教授

敬称略

席次



会議録の形式・公表について

1. 会議録の作成方法について

- ・ 検討委員会の会議録は、サポートの一環として事務局が作成します。
- ・ 会議録の作成方法には、大きく以下 2 つの方法が考えられます。

完全記録

【特徴】

- ・ 発言者の氏名と発言内容をそのまま記載する。
- ・ 発言順にすべての意見を記載する。

【メリット】

- ・ 各発言が一字一句そのまま記録される。
- ・ 会議の臨場感が伝わりやすい。

【デメリット】

- ・ 頁数が多くなること等から、読み手にとって読みづらく、誤解を与える可能性がある。
- ・ 発言内容と氏名が共に公表されるので、活発な議論の弊害となる可能性がある。

完全記録の例

日時	第 回 平成 22 年 月 日	
配付資料	資料 1 . . .	資料 2 . . .
<p>1. 議題 (1) について</p> <p>委員</p> <p>グループ分けを検討するといっても、今の段階ではどんな条例になるのか、その共通認識もできていませんから、話し合いにならないと思います。全員で理念とか条例で何を目指そうとするのか目標を議論した上でないといけないのではないのでしょうか。</p> <p>委員</p> <p>私もそう思いますね。</p> <p>委員</p> <p>私は違う意見ですね。これまでの検討結果を見てみたら、A 班の結果と B 班の結果もそう大きく変わりませんし、事務局の提案で妥当だと思います。</p> <p>× × 委員</p> <p>今日の会議終了時間も迫っているので、ためしに、他の委員の皆さんがどうお考えか挙手で多数決、といってもここで決めるわけではないですが、やってみませんか。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、とりあえず多数決をとってみるということによろしいのでしょうか。それでは第 1 案に賛成の方はいらっしゃいますか。 . . .</p> <p>【まとめ・決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の承認を得て、第 4 案で決定した。 		

要約記録

【特徴】

- ・ 発言そのままではなく、発言の内容を要約して記載する。
- ・ 発言者の氏名を記載しない (委員長や事務局などの立場は分かるようにする) ことも可能。

【メリット】

- ・ 頁数が少ないこと等から、読み手にとって読みやすく、わかりやすい。
- ・ (発言者を記載しない場合、) 委員による自由で活発な議論が期待される。

【デメリット】

- ・ すべての発言が記載されるわけではない。
- ・ (発言者を記載しない場合、) 発言者がわからず、発言の流れが見えづらい。

要約記録の例

日時	第 回 平成 22 年 月 日	
配付資料	資料 1 . . .	資料 2 . . .
<p>1. 議題 (1) について</p> <p>委員</p> <p>今の段階でどのようなグループの分け方がいいのか分からないので、理念や目標を全体で議論した後で検討してはどうか。</p> <p>委員</p> <p>これまでの検討結果を見れば、大きくこの 2 つのテーマに分かれることは問題ないと思われるので、事務局の提案でいいと思う。</p> <p>委員</p> <p>スケジュールの問題があるので、それぞれの視点からの意見を踏まえて、多数決をとってみてはどうか。</p> <p>委員長</p> <p>それでは、参考までに多数決をとります。</p> <p>【まとめ・決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全員の承認を得て、第 4 案で決定した。 		

その他の記載方法

(匿名) A 委員、 B 委員、 ...

(記名) 委員、 委員、 ...

2. 会議録の公表について

- ・ 事務局が作成後、各委員による確認を行い、必要に応じて修正したうえで、さいたま市ホームページ等により公表します。

さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 市民自治の確立に向け、自治に関する基本的な理念、市政運営の基本的事項等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）の検討等を行うため、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 条例に規定する事項、内容等の検討に関すること。
 - (2) 条例の素案の作成に関すること。
 - (3) 条例に係る広報及び啓発に関すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、条例の検討等のために必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、前項の事務を遂行した結果を取りまとめ、市長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、当該事務の遂行に当たり、必要に応じて市長に報告するものとする。

(組織等)

第 3 条 委員会は、20 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 公募による市民
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、前条第 2 項の規定による報告を行うまでとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(部会)

第7条 委員長は、特別の事項について検討等を行わせるため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうち委員長が指名した者(以下「部会員」という。)で組織する。

3 部会には、部会長を置くことができる。

4 部会長は、部会員の互選により定める。

5 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第5条中「委員長」とあるのは「部会長」と、前2条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、政策局内に事務局を置く。

2 委員会の会議録は、事務局が作成する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

さいたま市自治基本条例検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱（平成 22 年さいたま市告示第 134 号）第 9 条の規定に基づき、さいたま市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、報道関係者については、この限りでない。

2 前項の傍聴券の交付を受けた者は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。その場合において、傍聴人の決定は、原則として抽選により行う。

(報道関係者に係る手続)

第 3 条 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、委員会の会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らな

なければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(部会)

第8条 第2条から前条までの規定は、さいたま市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第1項の部会について準用する。この場合において、第2条第3項中「委員長(以下「委員長」という。)」とあり、並びに第3条第1項及び第5条から前条までの規定中「委員長」とあるのは、「部会長(部会長が不在のときは、部会)」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

別記様式（第2条関係）

受付番号_____

傍 聴 券

さいたま市自治基本条例検討委員会（ 年 月 日開催分）

さいたま市自治基本条例検討委員会

- 注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

さいたま市自治基本条例制定基本方針

平成 21 年 12 月 21 日策定

1 自治基本条例とは

自治基本条例とは、自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項等を定めるもので、市民自治の確立に向けた基本的な考え方を示す法的基盤となるものです。

自治基本条例が制定されると、市の条例や計画等は、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定(策定)又は運用されることとなり、自治体における最高規範、いわゆる「自治体の憲法」とも言われています。

2 条例制定の背景

現在、自治基本条例を制定する動きが全国の地方自治体に広がりつつありますが、その背景には大きく次の 2 点が考えられます。

(1) 地方分権の進展

平成 12 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」の施行をはじめとする昨今の地方分権の流れの中で、地方自治体には、自己決定・自己責任の原則のもと、その自主性や主体性が強く求められるようになり、自らの自治のあり方を再定義し、政策や市政運営の具体的な方向付けをしていくことが必要となっています。

(2) 市民との協働の必要性

成熟した現代社会において、様々な生活形態や価値観が生まれ、行政に対するニーズも多様化・高度化し、さらに、急激な少子高齢化の進行、環境問題、経済不況、財政難など、地方自治体は多くの問題を抱えており、このような中、地方分権の本来の目的である個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、その地域の住民が主体的にまちづくりに参加することが不可欠です。また、NPO等の市民活動が各地で活発に行われるようになってきたこともあって、市民と行政との協働によるまちづくりの推進が、より一層求められています。

3 本市の現状

(1) これまでの取組

さいたま市では、総合振興計画「さいたま希望のまちプラン」において、都市づくりの基本理念の一つとして「市民と行政の協働」を掲げ、情報公開、わたしの提案(市長への提案制度)、附属機関等の委員公募、審議会等の会議の公開、パブリックコメント、区民会議、各種ワークショップの開催など、市民が市政に参画するための様々な取組を推進してきました。

このようなこともあり、自治基本条例の制定については平成 18 年度から 19 年度にかけて調査・研究を行いました。「自治基本条例を直ちに制定する必要性は低く、当面、現行の市民参加や市民との協働等による取組をさらに充実させていくことが重要である。」との結論に至ったところです。

(2) 市民自治の確立に向けた気運の高まり

しかし、現在、国においては「地域主権」の確立を目指し、これまで以上に地方分権を推進していくこととしており、また、本市においても、市民活動団体との協働の取組事例が年々増加し、さらに議会では真の分権社会の実現に向けた議会基本条例が制定されるなど、市民自治の確立に向けた気運が高まりを見せつつあります。

(3) 自治基本条例の制定に向けて

今後、地方分権のさらなる進展の中であって、自己決定・自己責任の原則のもと、本市が、市民ニーズに即した市民サービスを展開し、市民一人ひとりが真に「しあわせを実感できるまちづくり」を推進するためには、さらなる取組の充実が必要不可欠であり、そのためには、「まちづくり(=自治)の主役は市民である」ことを前提とし、市民・行政が自らの責任を果たし、地域や市の課題とともに考え、ともに行動して公共を担い合う、「新しい公共」という考え方に立ったまちづくりの推進が、より一層重要となります。

このようなことから、「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」を目的とし、本市の自治のあり方を明文化する、さいたま市らしさを取り入れた「さいたま市自治基本条例」の制定に向け、取り組んでいきます。

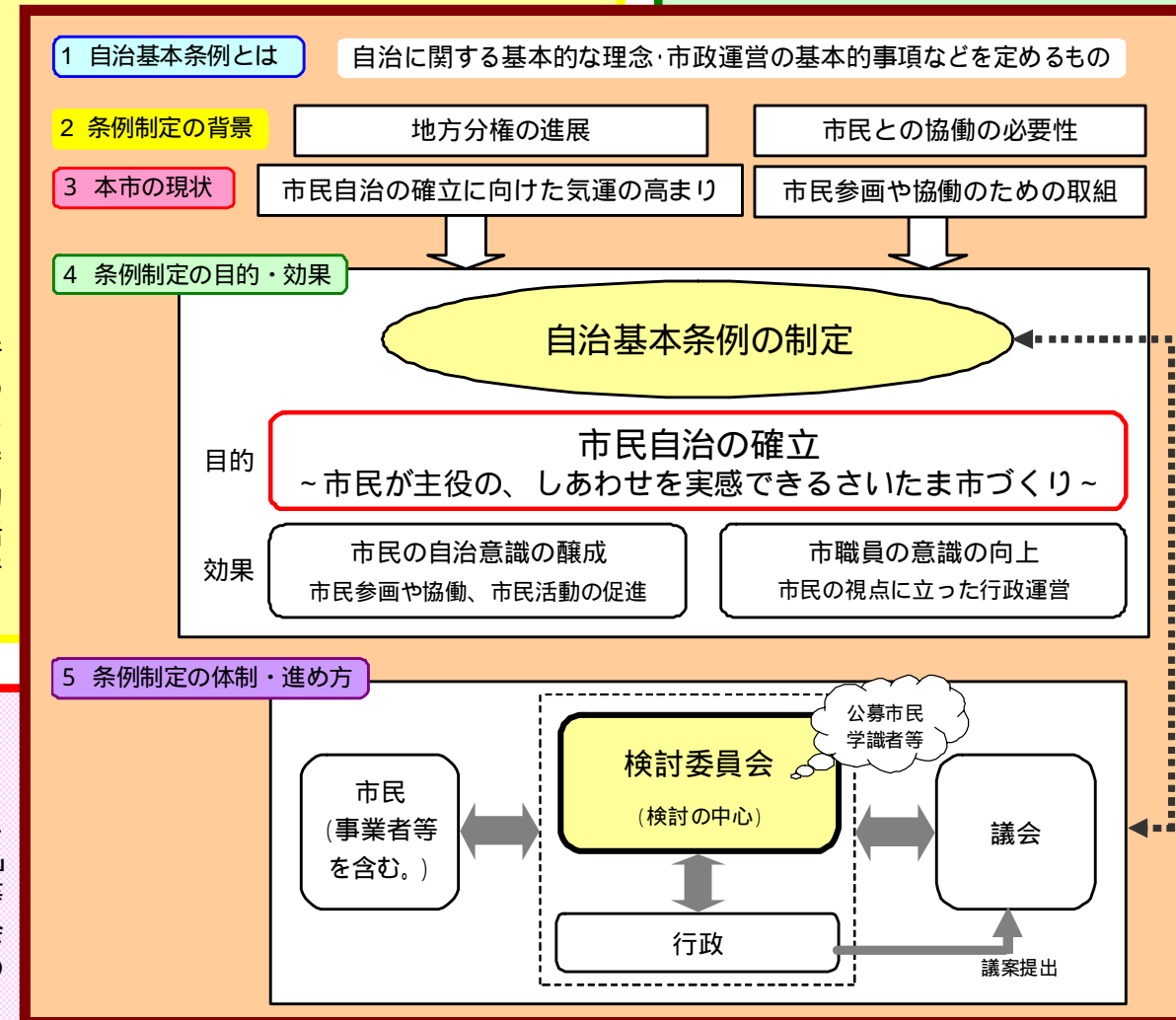
4 条例制定の目的・効果

(1) 目的

本市が政令指定都市として自立・発展し、市民と行政が公共を担い合うことによって、より市民ニーズに即した市民サービスが展開される、このような「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」の実現を目指します。

(2) 効果

自治基本条例制定の主な効果として、市民の自治意識の醸成による、市民の行政への参画や行政との協働、自治会やNPOなど市民活動の促進、市職員の、市民参画や市民との協働、市民への説明責任等に関する意識の向上による、市民の視点に立った市民サービスの一層の推進、などが考えられます。



5 条例制定の体制・進め方

自治基本条例は、市民自治の確立が主な目的であることから、条例の実効性を高めるために、市民が主体となって、市民目線で十分に時間をかけてつくり上げていく過程が重要です。

(1) 検討委員会の設置

条例を検討するための中心的役割を担う組織として、公募市民、学識経験者等による「(仮称)さいたま市自治基本条例検討委員会」を設置します。

(2) 市民意見の反映

広く市民の方々に条例の制定趣旨を理解していただき、かつ多くの市民意見を反映した条例とするため、タウンミーティングなど様々な市民参画の手法を取り入れながら、検討を進めます。

(3) 行政の役割

行政内部においては、政策局政策企画部企画調整課が中心となって、各部局と連携・調整を図りながら、検討委員会をサポートするとともに、検討委員会と協力し、取組のPRや市民意見の収集等を行っていきます。

また、検討委員会の検討結果を最大限に尊重して、条例案を作成し、パブリックコメントを実施した上で、議会に諮ります。

(4) 検討スケジュール

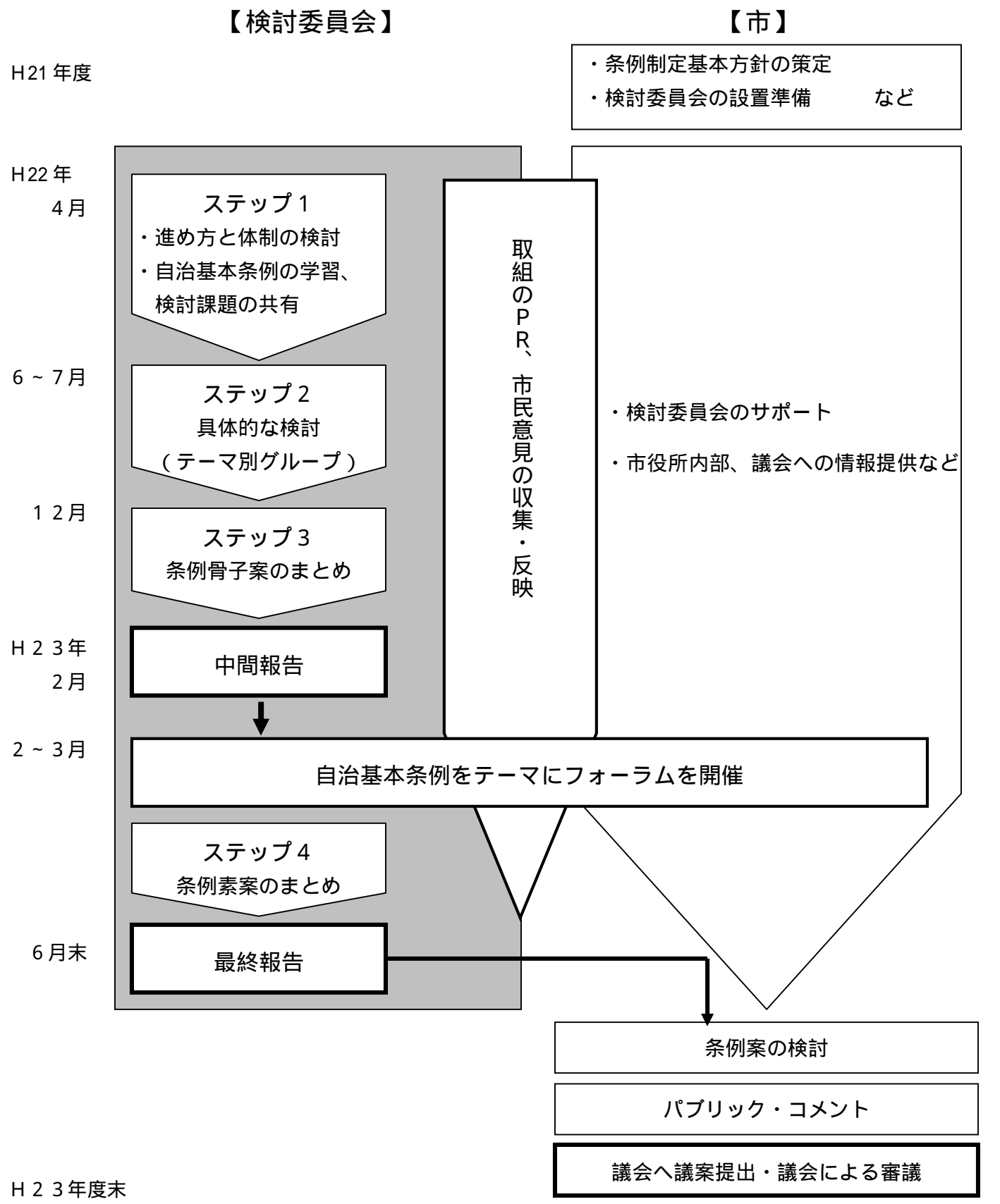
平成 22 年度から検討委員会による検討を始め、平成 23 年度末までに議会の議決を経て制定することを目標とします。

(主なスケジュール)

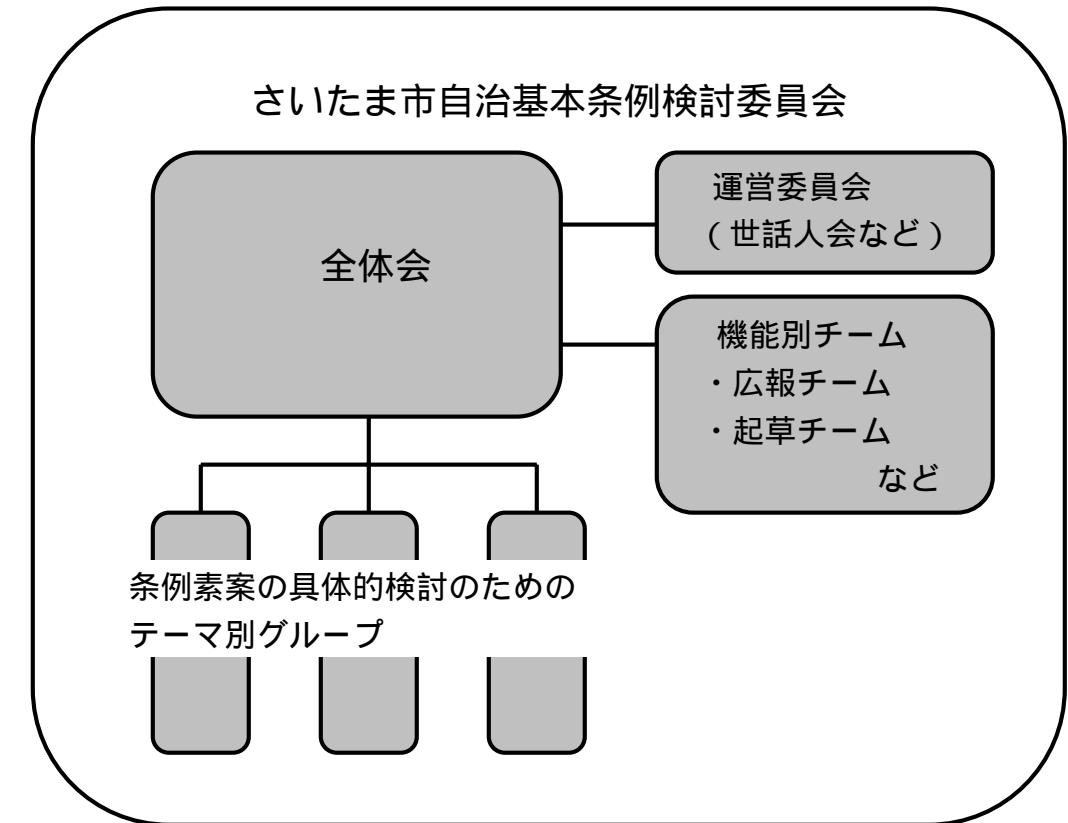
平成 21 年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成 22 年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成 23 年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・議会に議案を提出、制定
平成 24 年度	・条例施行予定

検討委員会の進め方について

1. 全体スケジュール (イメージ)



2. 検討体制 (イメージ)



全体会

- ・ 通常の検討委員会。
- ・ 検討委員会の意思決定機関。

運営委員会 (世話人会など)

- ・ 検討委員会全体の進め方、各会議の進め方、議題の設定を行う。

テーマ別グループ

- ・ 条例素案を具体的に検討するためのテーマ別グループ。

機能別チーム

- ・ 他自治体の市民による自治基本条例づくりでは、広報チーム (市民向け広報紙の作成など)、起草チーム (条例素案を専門的知見から作成する) などを設置する事例がある。



報道機関 各位

平成 22 年 4 月 16 日(金)
<タウンミーティングに関して>
広聴課 担当：大石・大澤・榊原
電話：829 1931(直通)
内線：2153
<自治基本条例に関して>
企画調整課 担当：柿沼・松尾
電話：829-1035(直通)
内線：2116

平成 22 年度 さいたま市タウンミーティング(前期)を開催します

1 目的

市民一人ひとりが「しあわせ」を実感できる市政にすること、そして、その一人ひとりを絆で結ぶことにより、更なる「しあわせ」を感じられる市政にするため、市長が各地域に出向き、市民と直接対話をすることで、よりよいコミュニケーションの確保と信頼関係を構築し、地域との絆を深め、市民の声を市政に反映していくことを目的として、平成 22 年度、タウンミーティング(前期)を全 10 区で開催します。

2 テーマ

自治基本条例の制定に向けて

(趣旨)

自治基本条例とは、「市民自治の確立～市民が主役の、しあわせを実感できるさいたま市づくり～」を目的とした、自治の基本理念や市政運営の基本的事項などを定めた、いわば本市の憲法となる重要な条例です。

本市では、平成 23 年度末までの制定に向けて、公募市民、関係団体代表者、学識者からなる検討委員会を中心に検討を進めるとともに、様々な市民参画の手法を活用していきます。

今回のタウンミーティングでは、市政運営のあり方等について、市長が市民と直接対話することで、市民の声を今後の検討に活用していきます。

3 参加者

市内在住又は在勤の方 80 名を公募します。(応募多数の場合は抽せん)

お申込みは、はがき、ファクス又は E メールで、住所、氏名、電話番号、参加希望区(1人1区のみ)、手話通訳希望の有無を別紙、申込締切日までに広聴課(〒330-9588 浦和区常盤 6-4-4、電話 829-1931、ファクス 825-0665、Eメール kocho@city.saitama.lg.jp)へ。

4 開催期日、会場及び申込締切日

別紙、日程表のとおり。

(別紙)

開催期日、会場及び申込締切日

NO	日程	曜	開始時間 ~ 終了時間	開催場所		申込締切日
1	5月30日	日	10:30 ~ 12:00	北区	北区役所2階B会議室	4月23日(金)
2			15:00 ~ 16:30	西区	西区役所2階大会議室	
3	6月19日	土	10:30 ~ 12:00	岩槻区	岩槻区役所4階第1会議室	5月14日(金)
4			15:00 ~ 16:30	見沼区	見沼区役所2階大会議室	
5	6月26日	土	10:00 ~ 11:30	緑区	プラザイースト3階 第7・8セミナールーム	
6			14:30 ~ 16:00	桜区	プラザウエスト4階視聴覚室 (ミニ多目的ルーム)	
7	7月4日	日	10:00 ~ 11:30	浦和区	浦和コミュニティセンター9階 第15集会室	5月28日(金)
8			14:30 ~ 16:00	南区	文化センター3階大集会室	
9	7月10日	土	10:00 ~ 11:30	大宮区	市民会館おおみや3階 第3・4・5集会室	
10			14:30 ~ 16:00	中央区	与野本町コミュニティセンター 1階多目的ルーム(小)	

5月30日(日)に北区及び西区にて開催するタウンミーティングについて、申込期限を一週間延長します。申込締切日：4月23日(金)(4月16日から延長)

【参考】平成21年度 タウンミーティングの実績

前期：8月7日～11月2日(市自治会連合会(1回)、及び全10区で開催)

【テーマ】「子どもの夢を育むまちづくり」、「安心して長生きできるまちづくり」

【参加者】合計：参加者148人

後期：11月7日～12月19日(全10区で開催)

【テーマ】「スポーツ振興まちづくり条例」の制定について

「土曜チャレンジスクール」で子どもの基礎学力アップについて

【参加者】公募及び各区地域活動団体等(各区スポーツ振興会、各小学校から推薦された方)

合計：参加者436人(内、公募による参加者119人)

<主な市政への反映例>

- ・「スポーツ振興まちづくり条例」に対するご意見では、スポーツ振興まちづくりの定義を明記することや、障がいのある方のスポーツへの参加に関する表記などのご意見をいただき、検討の上、条例案に反映しました。
- ・「土曜チャレンジスクール」に対するご意見では、「各学校や地域の個別の事情を踏まえて、実施出来るようにして欲しい」、「低学年は勉強より遊びや異学年交流などを通してコミュニケーション能力を培うことを重点にした方が良い」などのご意見をいただき、現在実施のモデル校において施策等への反映に努めました。